⑵　令第５条第１号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

⑶　令第５条第２号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項は、別表７により記載する。

⑷　法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表８により記載する。

⑸　法第31条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表９により記載する。

⑹　法第32条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表10により記載する。

⑺　法第33条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表11により記載する。

別表１

１．特別事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第13項第１号の要件		
イ　株式交付		
ロ　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
ハ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
法第２条第13項第２号の要件		
法第２条第13項第２号イによる新たな需要の相当程度の開拓		
法第２条第13項第２号ロによる新たな需要の相当程度の開拓		
法第２条第13項第２号ハによる新たな需要の相当程度の開拓		

２．任意的記載事項の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
イ　合併		
ロ　会社の分割		
ハ　株式交換		
ニ　株式移転		
ホ　株式交付		
ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）		
ト　出資の受入れ		
チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
ヌ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
ル　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
ヲ　会社又は外国法人の設立又は清算		
ワ　有限責任事業組合に対する出資		
カ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		

(注)

１．特別事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。

２．実施する措置の内容のうち、法第２条第13項第１号の要件に係る事項については、該当する欄に次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載すること。

⑴　株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

⑵　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。